

第41号議案

島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県介護保険財政安定化基金条例（平成12年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1万分の1」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。